

# EU 関連情報 「通商編」

2016 年 3 月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ブリュッセル事務所  
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

本レポートは、この1年間に生じたEUにおける主な動きを「通商編」「環境・イノベーション編」「欧州企業の新興市場戦略編」の三編に分けてまとめたうちのひとつである。

EUは、主要な貿易相手との戦略的な自由貿易協定（FTA）の展開を通じて、関税撤廃を通じた財貨の貿易自由化のみならず、サービス自由化、規制緩和や主要国間で共通のルール作りにも力を入れている。他方で、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意（2015年10月）を踏まえて、アジア大洋州の“巨大経済圏”との独自の経済ネットワーク構築も急務となっている。また、戦略的パートナーであると同時に貿易上はアンチダンピング脅威の源泉ともなり得る中国との複雑な関係も、EUの通商政策には色濃く表れている。

「通商編」では、こうした欧州の通商分野での新たな動きを紹介する。

#### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

## ■ 2015年3月

### 世界経済は回復の兆しを見せるも、貿易投資障壁の行使は存続＝EU報告書

欧州委員会は3月19日、「2015年版貿易投資障壁報告書（TIBR）」を発表した。5回目となる今回の報告書では、「EUの戦略的パートナーであるアルゼンチン、ブラジル、中国、インド、日本、ロシア、米国による継続的な貿易障壁の行使が、EU企業の国際貿易ならびに投資機会を妨害している」と結論づけた。

欧州委のマルムストロム委員（通商担当）は同報告書の刊行に際し「長期の低迷を経て世界経済が回復しつつある中で、いまだに数多くの貿易・投資障壁が存続しているという事実は大変遺憾である。障壁を撤廃し公平な競争の場を確保するためにはこれまで以上に堅い決意が必要だ」とコメントした。

欧州委は、EU市場アクセス戦略に定められた複数の手段（交渉・提言・既存規則の適用）を通じて、障壁の撤廃および公平な競争の場の確保という目標の達成に取り組んでいると述べた。

報告書では、EUの主要マーケットで確認された主な障壁を全てリストアップしている。それによると障壁の多い順から、1位ロシア（7件）、2位中国（6件）で、3位以降はインドとブラジル（4件）、アルゼンチンと米国（3件）と続く。

### EU通商担当委員、米通商代表とTTIPについて協議

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）は3月20日、米国通商代表部のフロマン代表とブリュッセルで会合を開き、欧州連合（EU）が米国と交渉を進めている包括的な貿易投資協定（TTIP）について協議した。両者は当該協定の全交渉分野について進捗状況を確認するとともに、次の2回のラウンド交渉で取り上げる協議項目で一致した。

マルムストロム委員は会合の後「（フロマン代表との）協議は和やかで建設的な雰囲気の中で、順調に進められた。サービス分野で交渉を進展させる方法や、第10ラウンド交渉までに新たな提案を引き出す方法について大きな進展がみられた」と述べた。マルムストロム委員によると、両サイドともに相手のセンシティブ分野に深い理解を示したという。

また、EUと米国はTTIPならびに新サービス貿易協定（TiSA）の交渉において、「公共サービス保護の重要性に関する共同声明」を採択することで一致した。

TTIPの次回交渉は今年4月に米国で開催される。

### EUとベトナム、第12回FTA交渉を開催

欧州連合（EU）とベトナムは3月23日から27日まで、ベトナムのハノイで自由貿易協定（FTA）の第12ラウンド交渉を開催した。両交渉団は全ての未解決な課題について妥協点を見つけ、早期妥結に向けて引き続き協議を重ねることで一致した。

今回の交渉では、◇物品（関税、原産地規則、非関税障壁、輸出税）、◇サービスと投資、◇政府調達、◇国営企業、◇知的財産権（IPR）、◇地理的表示、◇規制問題が集中的に協議された。

主席交渉官を務めた欧州委員会のペトリチオーネ通商総局次長ならびにベトナムのカイン商工省副大臣は、当該 FTA 交渉の主要分野について集中的に議論し、相互に妥協点を探ったとした。

欧州委によれば、当該交渉では、物品、サービス、投資、政府調達において野心的かつ包括的な協定を目指しているという。

次回ラウンド交渉は今年 6 月にブリュッセルで開催される予定で、それまでの期間は主席交渉官および技術レベルで緊密に連絡を取り合うことになる。

## EU、中国・台湾の鉄鋼製品にアンチダンピング措置発動

欧州連合(EU)は 3 月 25 日付の官報で、中国・台湾製の冷延ステンレス鋼板・鋼帯に暫定的なアンチダンピング (AD) 措置を発動することを通知した。欧州鉄鋼連盟

(EUROFER) の要請に応じて 2014 年に開始した調査の結果を受けたもので、26 日から中国製に最大 25.2%、台湾製に同 12%の AD 関税を課す。

EUROFER は 2014 年 5 月、中国と台湾が大型家電や自動車の部品などに使われる冷延ステンレス鋼板・鋼帯を不当な廉価で EU に輸出し、域内の鉄鋼メーカーに打撃を与えているとして、EU に対応を要請。欧州委員会は 6 月から調査を実施していた。

AD 調査は最長 15 ヶ月をかけて行われるが、その間にダンピング行為の存在が明白になった場合、調査開始から 9 ヶ月以内に期間 6 ヶ月の暫定的な AD 関税を適用することができる。欧州委は官報で、これまでの調査で中国と台湾がダンピング輸出を行っていることが確認され、対象製品の EU への輸出が 2010 年から 2014 年半ばにかけて 70%増加し、域内市場でのシェアが 63%拡大したと指摘。これによって域内メーカーの生産量、シェアが 5%減ったとしている。

AD 措置が適用されるのは、中国の宝鋼不銹鋼、山西太鋼不銹鋼、寧波宝新不銹鋼、台湾の嘉發実業工廠、唐栄鉄工廠など。EU の調査に協力した企業は免除された。反ダンピング関税の税率は宝鋼不銹鋼と寧波宝新不銹鋼の 25.2%が最高となる。台湾では嘉發実業工廠の 12%が最高。

## フィリピンと EFTA、FTA 妥結に向け初回交渉を実施

欧州自由貿易連合 (EFTA) とフィリピンは 3 月 24 日から 27 日までフィリピンのマカティ市で、自由貿易協定 (FTA) の第 1 ラウンド交渉を開催した。

当該ラウンド交渉で両者は、複数の作業グループに分かれて、◇物品貿易、◇サービス、◇投資、◇知的財産権、◇競争、◇政府調達、◇貿易と持続可能な開発、◇法的・制度上の問題、などについて協議した。

フィリピン側の首席交渉官を務めたクリストバル貿易産業省次官は、「(早期妥結は)野心的な目標ではあるが、われわれは 2015 年末または 2016 年初めまでの妥結を目指している。小国でありながら高度に発展した経済を持つ裕福な EFTA 加盟国にとって魅力的な国になりたい」と述べた。

EFTA 側はとりわけ、フィリピンの農産物ならびに家具などの最終製品の輸入に興味を示しているという。

近年、フィリピンと EFTA 間の貿易は順調に拡大しており、2013 年の取引額は 6 億 3,300 万ドルに達した。その内訳は、フィリピンから EFTA への物品の輸出が 1 億 9,300 万ドルで、EFTA からフィリピンへの輸出が 4 億 4,000 万ドルだった。

当該 FTA の次回交渉は 2015 年 6 月に開催される予定。

## EU から韓国への物品輸出が 35%拡大＝欧州委の第 3 回年次報告書

欧州委員会は 3 月 26 日、欧州連合 (EU) ・韓国間の自由貿易協定 (FTA) に関する年次報告書を発表した。同報告書によると、2011 年に当該協定の暫定適用が開始して以来、3 年間で EU から韓国への物品の輸出が 35%増加した。欧州委員会のマルムストロム委員 (通商担当) は、FTA による輸出拡大を評価するコメントを発表した。

報告書によると、EU から韓国への輸出は 2011～2014 年の 3 年間で、関税が完全に撤廃された物品 (機械、電化製品、衣料品、大部分の化学品など) については 46%増加、部分的に関税が撤廃された物品については 37%増加し、物品輸出全体では毎年平均 47 億ユーロ増加したという。EU から韓国への輸出は全ての分野で拡大し、とくに自動車 (90%) と輸送設備 (56%) においてその傾向が顕著にみられる。

一方、韓国から EU への輸入は輸出に較べて大きな変化はなく、発効 3 年目の成長率は前年比 6%増となった。

マルムストロム委員は、「EU は韓国との FTA により、成長目覚ましい東アジア市場で輸出を拡大し新しいビジネスチャンスを生み出した。われわれにとって、なぜ FTA が必要なのかを示す素晴らしい実例である」とコメントした。

当該報告書 (英語版) は欧州委の公式ホームページ

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/march/tradoc\\_153271.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/march/tradoc_153271.pdf)) で閲覧できる。

## ■ 2015 年 4 月

### EU と米国、TTIP 第 9 回交渉を 4 月下旬にニューヨークで開催

欧州委員会は 4 月 7 日、欧州連合 (EU) が米国と交渉している包括的な貿易投資協定 (TTIP) について、第 9 ラウンド交渉を 4 月 20 日から 24 日までニューヨークで開催すると発表した。両交渉団は、物品とサービスの貿易や、投資、規制問題、衛生植物検疫措置、政府調達、知的財産権、e コマースと電気通信、環境、労働、中小企業、エネルギーと原材料など、当該協定に係る全ての分野について協議する。

また、米国と EU の交渉担当者は当該ラウンド交渉に合わせて、TTIP に関心を持つ利害関係者を対象に、交渉の最新の進捗状況を説明し意見交換を促すフォーラムを開催する。フォーラムへの参加申請は 4 月 15 日まで欧州委の公式ホームページで受け付けている。

### 欧州委、EU・ベトナム関係をめぐる円卓会合を開催

欧州委員会通商総局は 4 月 14 日、欧州連合 (EU) ・ベトナム関係における「貿易と持続可能な開発」と「人権」について議論する円卓会合を、5 月 12 日にブリュッセルで開催すると発表した。

この会合では、複数の EU 機関ならびに欧州の非政府組織や国際機関の代表者らが、EU 圏内の当該分野の利害関係者（ステークホルダー）と意見交換する。

EU とベトナムの関係は、2012 年 6 月に調印されたパートナーシップ協力協定（PCA）の先行実施や自由貿易協定（FTA）交渉の進展など、幅広い分野で強化されつつある。これらの関係強化には、「貿易と持続可能な開発」および「人権」に関する問題も含まれている。

本会合の主要な目的は、この 2 分野がどのように EU の対ベトナム政策に盛り込まれているかを検討し、議論することにある。

本会合への参加希望者は 2015 年 5 月 5 日まで、欧州委公式ホームページの申込フォームから申請できる。

## TiSA 第 12 回ラウンド交渉、EU が議長に

新サービス貿易協定（TiSA）の第 12 ラウンド交渉が、欧州連合（EU）主催のもと 4 月 13 日から 17 日までジュネーブで開催された。今回の交渉では、◇金融サービス、◇通信、◇国内規制、◇海上輸送、◇モード 4（人の移動）、について集中的に協議した。また、交渉官は当該交渉のこれまでの進展状況を確認した。

EU は議長国として、今年 7 月に予定されている進捗評価に向けた準備作業を開始する意向を示していた。この準備作業の目的は、当該協定がカバーすべき範囲の定義、および、各分野における「交渉難航要因」の特定だ。

前回のラウンド交渉でウルグアイの参加が認められ、現在、TiSA 交渉には世界貿易機関（WTO）に加盟する 24 の国と地域が参加している。

## 欧州委マルムストロム通商委員、マレーシアを訪問

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）は、「東南アジア諸国連合（ASEAN）経済相会合（AEM）・EU 通商担当欧州委員協議」に出席するため 4 月 25 日と 26 日にクアラルンプールを訪問した。

マルムストロム委員は ASEAN 加盟国の閣僚たちと、両地域間の貿易・投資関係を強化する方法について討議し、「2015-2016 年貿易投資作業プログラム」を承認した。また、世界貿易機関（WTO）など、多国間の通商システムへの支援と取組の継続を強調した。

今回の AEM は、ASEAN 議長国マレーシアのムスタパ国際貿易産業相が主催した。

マルムストロム委員は滞在中、EU・ASEAN ビジネス協議会（EU-ABC）などのメンバーと会談したほか、インドネシアやベトナムをはじめとする ASEAN 加盟国の貿易担当相とも個別に会合を開いた。

加えて、同委員は、EU・マレーシアビジネスイベントに出席し、双方の財界人、在マレーシア EU 加盟国や、マレーシア国際貿易産業省ならびに投資開発庁の代表らとも意見交換した。

## EUが違法漁業問題でタイに警告、6ヵ月以内の対応を要求

欧州委員会は4月21日、タイの違法漁業対策が不十分として同国政府に警告書を送り、6ヵ月以内に是正措置を講じるよう求めた。タイが応じなければ、同国産の水産製品の欧州連合（EU）への輸入が禁止されることになる。

EUは2010年に施行された違法・無報告・無規制（IUU）漁業規則に基づき、乱獲禁止など国際ルールに反した違法漁業を行っている域外の第3国の水産物の輸入を停止している。問題がある国に「イエローカード」に当たる警告書を送り、それでも改善しない場合は禁輸措置を発動するシステムだ。

欧州委はタイの違法漁業に対する監視体制などに問題があるとして、2011年から改善を促してきたが、十分に対応していないと判断し、警告書を送付した。タイ政府は6ヵ月以内に行動計画を策定し、実施することを求められる。これを怠ればEUへの水産製品輸出が禁止される。

EUはこれまでにカンボジア、ギニア、ベリーズ、スリランカに輸入禁止措置を発動。2014年12月に解除したベリーズを除く3カ国に同措置を適用している。

一方、欧州委は同日、警告書を送付していた国のうち韓国、フィリピンについて、違法漁業対策が進展したとして、警告解除を決めた。

## EUと日本、第10回FTA交渉を終了

欧州委員会は4月29日、欧州連合（EU）と日本が4月22日から29日まで東京で、日EU経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）に向けた第10ラウンド交渉を開催したと発表した。当該交渉で両者は、交渉テキストのさらなる統合に向けて集中的に協議した。

欧州委員会のペトリチオーネ通商総局副総局長と日本政府外務省の長嶺外務審議官が首席交渉官を務めた今回の交渉では、関税や公共調達、鉄道、サービス、投資、競争、原産地規則、税関と貿易の円滑化、地理的表示を含む知的財産権、紛争処理、貿易と持続可能な開発、衛生植物検疫措置など将来の協定に盛り込まれるほとんどの分野が対象となった。

両交渉団はいくつかの複雑な問題について交渉を進展させるための打開策を探り、ともかなりの柔軟性を示した。

当該ラウンド交渉は、5月に開催される「日・EU定期首脳協議」前の最後の交渉であり、首脳協議ではさらなる前進が期待される。

次回第11回交渉は、夏季休暇前にブリュッセルで開催される予定。

## 中国製太陽光パネルが事実上のダンピング輸出、EU業界団体がAD調査を要請

欧州連合（EU）内の太陽光パネルメーカーの業界団体「EU ProSun」は4月29日、中国メーカーがEUとの合意に反し、第3国を経由して製品を域内に事実上のダンピング輸出を行っているとして、欧州委員会にアンチダンピング（AD）調査を要請したことを明らかにした。

EUは2013年6月、中国の太陽光パネルメーカーが不当な廉価で製品をEUに輸出し、域内のメーカーに大きな打撃を与えているとして、AD措置を発動。これに中国政府が猛

反発し、EU産ワインなどへの報復措置発動をちらつかせるなど、双方の通商紛争が激化する事態を招いた。

その後、EUと中国は、中国の太陽光パネルメーカーがEUに輸出する際に最低価格と数量制限を設ける代わりに、EUはAD税の適用を中止することで合意。これを受けてEUは同年8月、同合意を受け入れる中国メーカーへのAD措置の適用を中止した。なお、合意を順守しないメーカーについては、税率27.3～64.9%の反ダンピング関税を課している。

ロイター通信によると、EU ProSunは中国メーカーが同合意に基づく輸出の数量、価格制限を回避するため、EUが太陽光パネルの関税を免除している台湾、マレーシアを経由してダンピング輸出を続けていると主張。EUに輸入される中国製品の最大30%がこうしたケースに該当するとして、欧州委に対応を求めた。

## **欧州委が中国製 HFP 鉄筋のダンピング調査、欧州鉄鋼連盟の申し立て受け**

欧州委員会は4月30日、中国製の高疲労特性鉄筋（HFP鉄筋）に対するアンチダンピング（AD）調査を開始すると発表した。欧州鉄鋼連盟（EUROFER）の申し立てを受けた措置で、欧州委は関係各方面への聞き取りなどを通じてダンピングが行われているかどうか調査する。

HFP鉄筋はコンクリート補強用に用いられ、主に英国やアイルランドで使用されている。EUROFERによると、中国から欧州連合（EU）向けの輸出は2012年のゼロから2014年は25万トンに拡大し、現在は中国製が市場シェアの4分の1を占めている。スペインのセルサ・グループ（Celsa Group）、伊グループ・リーバ、さらにルクセンブルクに本社を置く鉄鋼最大手アルセロール・ミタルなど、欧州製品を大幅に下回る価格の中国製品が大量に輸入されたことで、欧州メーカーのシェアは3分の2に縮小したという。

反ダンピング調査は最長15ヵ月をかけて行われるが、その間にダンピング行為の存在が明白になった場合、調査開始から9ヵ月以内に期間6ヵ月の暫定措置としてAD税を適用することができる。最終的にダンピングによって域内メーカーが損害を受けていると判断した場合、調査終了時から5年間にわたりAD税が適用される。

欧州委は今年3月、中国および台湾製の冷延ステンレス鋼板・鋼帯に暫定的なAD措置を発動した。EUROFERの申し立てを受けて2014年6月から調査を行っていたもので、3月末から中国製に最大25.2%、台湾製に同12%の反ダンピング関税を課している。

## **■ 2015年5月**

### **欧州委、TTIP 医療・化粧品関連分野のステークホルダー一会合を開催**

欧州委員会は5月4日、欧州連合（EU）が米国と交渉中の包括的な貿易投資協定（TTIP）について、医薬品、医療機器、化粧品分野の交渉担当者とEU域内の市民団体が意見交換するステークホルダー一会合を、5月27日にブリュッセルで開催すると発表した。



当該会合では、医薬品・医療機器・化粧品分野の規制問題だけでなく、医療分野の関連サービス、知的財産権、調達などについても、参加者からの質問を受け付ける。

当該ステークホルダー会合への参加が認められているのは、◇非政府組織、◇消費者団体、◇労働組合・労働権利団体、◇専門家組織、◇産業・企業団体、◇その他の市民社会を代表する組織で、EU内に拠点を持つ団体だ。

欧州委は、5月22日まで公式ホームページで参加希望者の申し込みを受け付けている。

## EU・トルコ関税同盟、発効20年を迎え改正へ

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）は5月12日、トルコのゼイベクチ経済相と会談し、発効から20年目を迎える欧州連合（EU）・トルコ間の関税同盟協定を改正し、近代化することで一致した。両国間の貿易関係を強化するのが狙いだ。

マルムストロム委員は会談後、「われわれはトルコとの関税同盟を21世紀の現状に合わせて改正する必要がある。この改正はEU・トルコ間の経済関係の強化を後押しするだろう」と述べた。

両国は今後、それぞれ当該協定改正に向けて交渉マンデートの策定など、必要な内部手続きを進める。トルコは現在EUへの加盟を目指して交渉を続けているが、欧州委は二国間の貿易関係の強化は、当該加盟交渉を代替するものではなく、補完するものだとしている。

トルコはEUにとって6番目の貿易相手国であり、トルコにとってEUは最大の貿易相手だ。欧州委は、両国の貿易関係はさらに拡大する可能性を秘めており、その実現に向けて新たな枠組みを構築するとしている。

## GPCA、GCC・EU間のFTAを熱望

湾岸諸国石油化学工業協会（GPCA）は5月12日に、「湾岸協力会議（GCC）が、欧州連合（EU）を含むGCCの10大貿易相手国または地域と包括的な自由貿易協定

（FTA）を締結すれば、国内総生産（GDP）が大幅に拡大する」との見解を示した。具体的には、関税の撤廃と非関税障壁の削減を実現するだけで、化学品の輸出が50億ドル伸び、アラビア湾諸国のGDPは約644億ドル拡大するとしている。

GCCならびにEUの政界および経済界の首脳は今月初め、EU・GCC貿易ビジネス協力ファシリティの一環として、サウジアラビアの首都リヤドで円卓会議を開催した。当該会合は、GCC商工会議所連盟のナキ事務局長が議長を務め、GPCAのアルサドゥン事務局長も、GCCで2番目に大きな産業である化学業界の代表として出席した。

会議の場でアルサドゥン氏は、「GCCの石油化学業界は過去5年間、製品の約80%を輸出してきた。なかでもEUはアジアに次ぐ2番目の主要マーケットだ。EUとの包括的なFTAが実現し、関税や非関税障壁が撤廃されれば、アラビア湾の化学品輸出業者の負担を軽減し、メーカーに最大でおよそ21億ドルの収益増となる」との見方を示した。

アルサドゥン氏は、「われわれはEU・GCC間のFTA交渉が近い将来さらに加速していくことを望んでいる」と述べ、強い期待感を示した。

## EUとメキシコ、FTA改正に向けた共通の意思を表明

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）とメキシコのグアハルド経済相は5月11日、ブリュッセルで会談し、欧州連合（EU）・メキシコ自由貿易協定（FTA）の改正について意見交換した。

会談後の会見でマルムストロム委員は、改正に向けた共通の意思を表明するとともに、「EUとメキシコはFTAで結ばれた戦略的パートナーであり、当該協定は過去15年、貿易と投資を拡大することで、双方の経済成長と雇用拡大に貢献してきた」と述べ、FTAの果たしてきた役割を強調した。その上で同委員は、「当該FTAは主に関税障壁を撤廃するものだったが、双方の通商をめぐる関係は新たな局面を迎えている。われわれは当該FTAを、（すでにEUが妥結した）カナダとの協定や現在交渉中の米国との包括的な貿易投資協定（TTIP）と同水準に引き上げる必要がある」との認識を示した。今後の見通しについては「改正に向けた交渉を今年中に開始するために、欧州理事会にマンドート（権限委任）を要請する。6月12日に開催されるEU・メキシコ首脳会議までに準備を整える」と述べた。

EUとメキシコは現在、当該協定の改正を進めるために必要となるスコーピング作業を行っている。スコーピング作業では、両国が（改正の）範囲について共通の認識を持ち、同等の野心レベルを持ち合わせているかを確認する。

## EU、日本など5カ国の方向性電磁鋼板にアンチダンピング税

欧州委員会は中国、ロシア、日本、韓国、米国の5カ国の鉄鋼メーカーが欧州連合（EU）に輸出している方向性電磁鋼板について、不当な廉価で販売されている疑いが強まったとして、5月14日からアンチダンピング（AD）税を暫定的に課すことを決定した。

欧州委は鉄鋼業界団体の欧州鉄鋼連盟（EUROFER）からの申し立てを受け、2014年8月にダンピングに関する調査を開始した。2015年11月までに調査結果を発表する予定で、今回の措置はそれまでの暫定的なものとなる。

5月13日付のEU官報によると、AD税の対象となるのは厚さが0.16ミリを超える方向性電磁鋼板だ。暫定税率は中国の宝山鋼鉄と武漢鋼鉄が28.7%、韓国のポスコが22.8%、ロシアのノボリペツク製鉄所とVIZスチールが21.6%、米AKスチールが22.0%、日本の新日鉄住金とJFEスチールがそれぞれ35.9%と34.2%に設定されている。

方向性電磁鋼板は変圧器や電気モーターなどに使われる付加価値の高い製品で、報道によると生産できるのは世界でわずか16社に限られるという。

## マルムストロム通商担当欧州委員が訪日

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）は日・欧州連合（EU）定期首脳協議ならびに一連の二国間会合に出席するため、5月27日から29日まで日本を訪問した。

マルムストロム委員は、欧州委のユンケル委員長と欧州理事会のトゥスク常任議長が率いる代表団に、モゲリーニEU外務・安全保障政策上級代表とともに同行する形で訪日した。

マルムストロム委員は最初の2日間、岸田外相、宮沢経済産業相ならびにEUと日本が交渉中の日EU経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）交渉で協議されている政策分野の担当大臣と会談した。同委員はまた、日本経団連の会員に対し講演を行い、29日には日EU定期首脳協議および安部首相主催のワーキングディナーに出席した。

訪日に先立ち、マルムストロム委員は、「日本では交渉を進展させるような実りのある意見交換を期待している。当該交渉を早期妥結するには、交渉速度を加速する必要がある」と述べていた。また、欧州委は今回の訪問を、EPA／FTA交渉状況を確認し、今後の進め方を検討する機会として位置づけていた。

## EU、ASEANとのパートナーシップ強化を提案

欧州委員会とEU外務・安全保障政策上級代表は5月19日、対東南アジア諸国連合（ASEAN）関係に関するコミュニケーション（指針）を発表した。この指針はASEANの地域統合を支援する一方、EUとASEANの関係を次の段階に引き上げることを提案している。

EU外務・安全保障政策上級代表と欧州委員会が5月19日に採択した合同指針『EUとASEAN：戦略的な目的を備えたパートナーシップ』は、分野別連携の首尾一貫した枠組みの策定と、政治的な焦点の明確化により、EU・ASEAN関係を強化するための具体的な施策を提案している。

EUのモゲリーニEU外務・安全保障政策上級代表は、「EUとASEANの協力関係はきわめて重要だ。われわれはこの関係をさらに深化させ、両者間の政治・経済面での協力を一層強化する決意でいる」とコメントした。

貿易面では、EUはASEAN加盟国との二国間自由貿易協定（FTA）をベースに、いずれはEU・ASEAN地域間FTAの妥結を目指すとしている。

EUはASEANにとって2番目に大きい貿易相手で、2013年の両者間の物品とサービスの貿易取引額は2,380億ユーロに上る。

## 欧州委、EU・中米連合協定に関する市民社会対話フォーラムを開催

欧州委員会はこのほど、欧州連合（EU）と中米6カ国間の連合協定（AA）に関する第2回市民社会対話フォーラムを、5月29日にブリュッセルで開催した。

当該フォーラムの実施前の発表によると、市民社会の代表者間の内部調整セッションの後、当該協定のもとで設置された「貿易と持続可能な開発に関する委員会（BTSD：Board on Trade and Sustainable Development）」が前日の会合の成果を発表。続いて参加団体が提案や声明を発表し、質疑とディスカッションを行った模様だ。当該フォーラムの参加者は、EU・中米間の貿易と持続可能な開発、特にビジネスや労働権利、環境に関心を持つ団体だ。

EUが中米6カ国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）と締結したAAの貿易関連条項は2013年に暫定適用開始。当該フォーラムの初回会合は2014年11月にニカラグアで開催された。

## 欧州議会の本会議が対米 TTIP の交渉方針の勧告案採択を中止

欧州議会のマルティン・シュルツ議長は6月9日、欧州連合（EU）と米国が進める包括的な貿易投資協定（TTIP）交渉の重点課題をまとめた勧告案の議会本会議での採択を中止した。この勧告案は議会の国際貿易委員会が作成し、5月28日に賛成多数（賛成28、反対13）で承認していた。同勧告案は、世界貿易の約3割を占める巨大貿易圏で高いレベルの市場開放を実現し、とりわけ域内の中小企業が米市場に参入しやすい環境をつくること EU 経済の成長につながるとうえで、投資家保護、食品や医薬品、自動車などの安全基準、環境保護、個人情報保護など幅広い分野で EU 基準を堅持する必要があると指摘している。

報告案は6月10日の欧州議会本会議で採決が行われる予定だった。しかし、投資家対国家の紛争解決（ISDS）条項を巡り、十分な賛成票が得られない恐れがあることから、シュルツ議長が採決を中止し、勧告案を国際貿易委員会に差し戻したという。

EU と米国は貿易と投資に関するあらゆる障壁の撤廃を目指し、2013年7月に TTIP 交渉を開始した。これまで9回にわたり交渉会合が行われたが、食品安全や環境分野などにおける規制の調和や、投資家保護を目的とする ISDS 条項をめぐる協議が難航している。

ISDS 条項は、協定を締結した国が法律や制度を変更したことで、協定の相手国の企業が損害を受けた場合、その企業が法律・制度を変更した国を相手に中立的な国際機関に仲裁を申し入れ、制度の廃止や賠償を請求する権利を認める規定。海外で活動する企業にとってメリットがある一方、国家の規制権限が制限される側面もある。このため TTIP に同条項が導入された場合、農業、食品安全、環境など幅広い分野で EU 側が譲歩を迫られ、結果的に消費者が不利益を被るといった懸念が広がっている。

国際貿易委はこうした点を踏まえ、改善された公正な仲裁システムを確立することで、欧州の投資家が米国で不平等な扱いを受ける事態を解消しなければならないと指摘。具体的には、◇企業や団体などとの利害関係を持たない独立した仲裁人が常駐する仲裁機関の設置、◇一般市民の参加を保証する公聴会の実施、◇上訴制度の導入、◇公共の利益を守るため、「規制する権利」を保証する規定の導入、などの改善点を挙げていた。

一方、物品貿易に関しては大部分の品目で関税撤廃を目指すものの、一部の農産品と工業製品については例外として自由化の対象から除外したり、関税廃止までの移行期間を長く設定したりするなどの措置が必要だと指摘。欧州委員会に対し、例外品目の「包括的リスト」に沿って米側との交渉を進めるよう求めていた。

このほか農業分野では、輸入増加に伴い域内の事業者に深刻な影響が及んだ場合、一時的に輸入を制限できる「セーフガード条項」を協定に盛り込むことや、地理的表示（GI）保護制度の維持、EU が定める高いレベルの食品安全基準の堅持などを提言していた。

また、個人情報保護に関しては「交渉による譲歩の余地はない」と明言。さらに米国が導入している航空会社など輸送部門における外資規制の廃止や、公共サービス（水道事業、教育、医療、社会保障サービスなど）を TTIP の対象から除外することをなどが勧告案に盛り込まれていた。

## EPA/FTAの「年内合意」に向け交渉加速、日・EU首脳会議で方針確認

安倍晋三首相は5月29日、訪日した欧州連合（EU）の欧州理事会のトゥスク常任議長ならびに欧州委員会のユンケル委員長を首相官邸に迎え、日EU定期首脳協議を開催した。日本とEUは交渉中の経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）について、年内の大筋合意を目指す方針を確認。早期実現に向け、難航している非関税障壁や政府調達などの分野で交渉を加速させる。

日本とEUは2013年4月にEPA/FTA交渉を開始。双方は2015年末の妥結を目標に掲げて交渉を重ねてきた。日本が自動車関連の関税引き下げを求めているのに対し、EU側は自動車分野における規制などが非関税障壁だとして、撤廃を要求するなど、交渉は難航している。また、EU側からは、日本国内の規制や製品規格などが障壁となっており、それらの見直しに向けた日本側の取り組みが不十分だとの見方がある。

共同宣言は交渉担当官に、「15年末までに、すべての主要課題を含む合意に達することを目指し、未解決の懸隔点を解決するための権限を付託した」と明言している。また、日EUの首脳はスピードと質の両方を重視しつつ、交渉を加速させていくことで一致したという。

一方、安全保障分野では海洋進出を活発化させている中国を念頭に、「東シナ海及び南シナ海の状況を引き続き注視し、現状を変更し緊張を高めるあらゆる一方的行動を懸念している」と表明。共同声明に「力による威嚇、力の行使又は強制を含む一方的な行動を控えることを強く求める」との文言を盛り込んだ。

また、ウクライナ情勢をめぐり、ロシアによるクリミア併合を「決して承認しない」と強く非難。紛争解決に向けて日本とEUが連携を強化する方針を確認し、すべての当事者に対して停戦合意の完全履行を求めた。

## 欧州委が中国製太陽光パネルのアンチダンピング調査を開始

欧州委員会は5月29日、中国の太陽光パネルメーカーが欧州連合（EU）との合意に反し、第3国を経由して製品をEUにダンピング輸出している疑いがあるとして、アンチダンピング（AD）調査を開始したことを明らかにした。

EUは2013年6月、中国の太陽光パネルメーカーが不当な廉価で製品をEUに輸出し、域内のメーカーに大きな打撃を与えているとしてAD措置を発動したが、EUと中国は、中国の太陽光パネルメーカーの対EU輸出に最低価格と数量制限を設ける和解案に合意。EUはこの合意に従うメーカーに対するAD措置適用を同年8月に中止した。

ところが、EU内の太陽光パネルメーカーの業界団体である「EU ProSun」は今年4月末、中国メーカーが輸出の数量、価格制限を回避するため、EUが太陽光パネルの関税を免除している台湾、マレーシアを経由してダンピング輸出を続けているとして、欧州委に苦情を申し立てていた。

欧州委は「調査を開始するに足る十分な証拠がある」として、反ダンピング調査の開始を決めた。

## ■ 2015年6月

### EUとボスニア・ヘルツェゴビナ、SAAが発効

欧州委員会は6月1日、欧州連合（EU）とボスニア・ヘルツェゴビナ間の安定化・連合協定（SAA）が同日発効したと発表した。

当該SAAはEUとボスニア・ヘルツェゴビナの間に緊密な連携を構築し、両者間の政治・経済・貿易面のつながりを深化させることを目指している。欧州委員会のユンケル委員長は2019年までEUを拡大しない意向を示しているものの、当該協定はEUとボスニア・ヘルツェゴビナの関係の新たな枠組みとして、同国の将来的なEU加盟への道筋をつけるものとなることが期待されている。

当該協定の発効に際して、モゲリーニ EU 外務・安全保障政策上級代表は、「当該SAAの発効は、ボスニア・ヘルツェゴビナのEU加入に向けた重要な節目となる」とコメントした。

一方、欧州委員会のハーン欧州委員（欧州近隣政策・拡大交渉担当）は、「私は、当該SAAの発効をEUとボスニア・ヘルツェゴビナの関係の画期的な転機として、また、当該協定をボスニア・ヘルツェゴビナのEU参加への道筋をつける協定として歓迎する。欧州委は同国が必要な改革プログラムへの援助を惜しまないだろう」と述べた。

なお、当該SAAの通商分野は2008年7月1日に暫定適用を既に開始している。

### 輸出が域内3100万人の雇用に貢献＝欧州委通商報告書

欧州委員会・通商総局は6月1日、「EUの対世界輸出は域内に3,100万人の雇用を生み出しており、その重要性はますます高まっている」とする通商報告書を発表した。

『EUの対世界輸出：雇用と収入に及ぼす影響』と題する同報告書では、「貿易活動」と「雇用市場」ならびに「全EU加盟国の収入」の複合的な相互作用について1995年と2011年の間の動向を比較・分析し、次の3つの結論を導き出した。

- ◇ EUの輸出は欧州域内の雇用創出の上でますます重要となっており、これら輸出関連の職種は平均的に他よりも所得が高い傾向にある。
- ◇ 大手輸出関連企業の社員だけでなく全てのEU加盟国の市民が輸出から恩恵を受けている。
- ◇ グローバル・バリューチェーンの拡大とともに、EUの輸出は域内だけでなく貿易相手国における雇用拡大にも貢献している。

同報告書によると、対世界輸出がEU域内で創出する雇用が全体に占める割合は1995年の9%から、2011年には14%に拡大しており、今日では全雇用の7分の1が直接または間接的に輸出に関連した職種だという。

また、2011年に域内で輸出関連の雇用が多かった国は、1位ドイツ(710万)、2位英国(390万)、3位イタリア(310万)、4位フランス(260万)の順だった。

### 欧州委、2015年1～5月期のEUの貿易救済措置に関する統計データを公開

欧州委員会は6月8日、欧州連合（EU）が2015年1～5月期に非EU諸国に対して講じた貿易救済措置（アンチダンピング、反補助金、セーフガード）に関する統計を発

表した。当該統計データは、欧州委員会が今年下半期に欧州議会に提出する年間報告書に盛り込まれる予定。

今回発表された統計データによると、2015年5月末時点で、施行中のアンチダンピング措置は81件、相殺関税措置は14件だった。また、調査については2015年5月末時点で48件が進行中。うち5件は今年に入って調査を開始した案件だった。

欧州委は当該統計を公式ホームページで公開している（次リンク参照）。

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/june/tradoc\\_153518.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/june/tradoc_153518.pdf)

## メルコスールとEU、閣僚会議を開催

欧州委員会は6月11日、南米南部共同市場（メルコスール）と欧州連合（EU）がブリュッセルで閣僚会議を開いたと発表した。当該会議にはEU側から欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）が、メルコスール側からは、ブラジルのビエイラ外相ならびにモンテイロ開発商工相、アルゼンチンのピアンコ副外相（国際経済担当）、パラグアイのロイサガ外相、ウルグアイのニン・ノボア外相、ベネズエラのヤネス副ラテンアメリカ・カリブ海諸国相ら約40人の閣僚が出席した。

欧州委によると、参加者はメルコスール・EU間の関係深化と拡大の重要性について集中的に協議したほか、野心的で包括的かつバランスの取れた連合協定（AA）交渉の現状について率直に意見を交換した。

また閣僚らは、状況が整えば、2015年第4四半期中に市場アクセスに関する提案を交換することで一致した。その実現に向け、交渉官に対して迅速に会合を開催し、結果を上官に報告することを求めるという。

欧州の一部メディアは、この結果を受けて、EUとメルコスールは「長引く両者間の貿易交渉を今後数ヶ月の間に加速させることを誓った」と評した。

## 第29回ACP・EU合同議会会議開催

アフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国と欧州連合（EU）は6月15日から17日まで、フィジーの首都スバで第29回合同議会会議を開催し、気候変動、漁業、海上治安、地域統合など同地域特有の問題について協議した。最終日には、ACP諸国の議員が参加するACP議員会議が「スバ決議」を採択した。

ACP議員会議が採択した「スバ決議」は、欧州委員会の交渉官に、包括的な経済連携協定（EPA）交渉において柔軟性を見せることや、EPAをまだ締結していないACPの地域と国—とりわけ太平洋地域—について、それぞれ特有の状況を考慮に入れた上で、同地域の開発を促進するEPAの妥結を求めた。

また、ACP代表団は欧州委に対し、ACP地域全体が直面する開発や経済的な問題を理解するよう促した。

さらに、欧州委の通商担当委員に対し、まだ包括的なEPAを締結していない地域と会議を開くこと、そして、太平洋地域の未解決問題に着手し、今年12月末までに包括的なEPAを妥結することを目指して同地域と欧州委の合同閣僚会議を開くことなどを求めた。

## 2014年のEUの域外サービス貿易、対米が全体の約3割に＝ユーロスタット

欧州連合（EU）統計局（ユーロスタット）は6月11日、EUの域外サービス貿易の統計データを発表した。それによると、EUの域外へのサービス輸出は2010年の5,687億ユーロから14年には7,348億ユーロへと、5年間で29%拡大した。一方、域外からのサービス輸入は10年の4,580億ユーロから14年には5,834億ユーロに拡大。伸び幅は27%で、輸出に比べ若干ゆるやかだった。EUの域外サービス貿易収支は、黒字幅が2010年の1,107億ユーロから13年には1,781億ユーロまで拡大したが、14年は1,514億ユーロにとどまった。

2014年のEUの域外へのサービス輸出を項目別に見ると、取引額が最も大きいのは輸送（1,362億ユーロ）と旅行（1,074億ユーロ）で、この2つでサービス輸出全体の33%を占めている。

また、取引相手別に見ると、サービス輸出の首位は域外サービス貿易全体の26%を占める米国（1,936億ユーロ）だった。以下、スイス（1,035億ユーロ、14%）、中国（317億ユーロ、4%）、ロシア（289億ユーロ、4%）、日本（256億ユーロ、3%）の順だった。

統計データ本体は、ユーロスタットの公式ホームページからダウンロードできる：

<http://ec.europa.eu/eurostat/documents/2995521/6874694/2-11062015-AP-EN.pdf/b56426b9-853c-4d67-b4da-084284cf52a6>

## ACP諸国とEU、合同閣僚貿易委員会会合を開催

欧州委員会は6月26日ブリュッセルで、欧州連合（EU）とアフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国が、合同閣僚貿易委員会（JMTC）会合を開催したと発表した。

欧州委のマルムストロム委員（通商担当）ならびにギニアのヨンプノ貿易相が議長を務めるなか、参加者は、◇経済連携協定（EPA）の現状、◇ACP諸国に関する世界貿易機関（WTO）の問題、◇EUが他の国・地域と進める貿易交渉、◇商品取引や製品固有要求事項（PSR：product-specific requirement）、2015年以降の開発アジェンダなどその他の通商上の議題について協議した。

JMTCはコトヌー協定の枠組みの中で設置された会合で、意思決定の特権をもたない貿易対話の場として機能している。

## 第17回EU・中国首脳会議開催

欧州連合（EU）と中国は6月29日、ブリュッセルで第17回首脳会議を開催した。当該会議にはEU側からは欧州委員会のユンケル委員長ならびに欧州理事会のトゥスク常任議長が、中国側からは李克強首相が出席し、両者間の政治・経済・社会・環境・文化関係における著しい進展を称え、EU・中国国交正常化40周年を祝った。

また、当該会議には、モゲリーニ外務・安全保障上級代表ならびに欧州委のマルムストロム委員（通商担当）らも出席した。

双方の首脳は当該会議中、知的財産権の保護と施行に向けて協力を強化していくことを改めて確認した。



また、両者は同日共同声明を発表し、2015年11月に予定されている相互承認協定の発効に向けて万全の準備を整えると宣言した。当該協定が発効すれば、EU・中国間の貿易活動において、コスト削減、手続きの簡素化、高い予見性などの恩恵を享受できるという。

欧州委によると、中国とEUの1日当たりの貿易取引額は10億ユーロを上回る。2014年には両国間の商品貿易の総取引額が4,672億ユーロに達したという。

## EUとコロンビア・ペルー間のFTA、クロアチアが正式に参加

欧州連合（EU）とコロンビア、ペルーは6月29日、すでに暫定発効している両者間の自由貿易協定（FTA）について、クロアチアのEU加盟（2013年7月1日）を反映させることを定めた附属議定書に署名した。欧州委員会が翌30日に発表した。欧州委は、当該議定書への署名を、クロアチアがEUの広範な貿易協定ネットワークから十分に恩恵を享受できるようにする取り組みの新たな一歩だと位置付けた。

欧州委のマルムストロム委員（通商担当）は今回の署名に際して、「クロアチアを当該協定に正式に迎えるという重要な一歩を発表することができて喜ばしく思う。われわれは、当該議定書が遅延なく発効できるよう、国内の批准手続きを早急に完了すべきだ」とコメントした。

EUとコロンビア、ペルー間のFTAは2012年に妥結し、2013年3月1日付でペルーとの協定が、同8月1日付でコロンビアとの協定がそれぞれ暫定発効している。

## ■ 2015年7月

### メキシコとのFTA近代化に向け、EUがオンライン・コンサルテーションを実施

欧州委員会は7月1日、欧州連合（EU）とメキシコ間の自由貿易協定（FTA）の近代化に向けた準備作業の一環として、7月1日～8月31日までの2ヵ月間、オンライン上でステークホルダー（利害関係者）の意見を募るコンサルテーションを開始した。

EUとメキシコは2013年、FTAを含む経済連携協定の包括的な近代化を目指すことで合意し、その実現に向けてEU・メキシコ共同作業部会を発足させた。2015年6月12日に開かれたEU・メキシコ首脳会議では、同作業部会がまとめた当該協定に関する最終報告書が発表された。

今回のオンライン・コンサルテーションで得られたステークホルダーの意見は、FTA近代化交渉の開始に向けた欧州委の勧告とともに発表される予定の影響調査に反映される。

EUはメキシコにとって米国に次いで2番目大きい輸出相手であると同時に、米国・中国に次いで3番目に大きい輸入元である。

### TiSA、第13回交渉開催へ

新サービス貿易協定（TiSA）の第13ラウンド交渉が7月6日からジュネーブで開催された。欧州委員会はこれに先立つ7月3日のプレスリリースで、当該ラウンド交渉は、これまでの進展を評価し、交渉過程における今後の方向性を明確にする機会となると指

摘。交渉担当者らは、当該協定の交渉において、◇順調に進展している分野、◇さらなる取り組みが必要な分野、◇困難な状況で政治判断が必要な分野を見極める作業を行う意向を示していた。

市場アクセスを担当する交渉官は、現在審議中の提案が TiSA の目的を満たすものかどうか吟味し、2015 年下半期に交渉をどのように深化させるべきかを検討。また、交渉官らは、1) 国内規制（特に許認可手続き、必要条件、専門資格）、2) 金融サービス、3) 通信、4) モード 4（人の移動）について進展を目指していた。

### **欧州議会が TTIP 交渉に関する決議を採択、ISDS 条項で新たな仲裁機関設置など要求**

欧州議会は 7 月 8 日の本会議で、欧州連合（EU）・米国間の包括的な貿易投資協定（TTIP）交渉に関して欧州委員会への勧告をまとめた決議を賛成多数で可決した。最大の焦点である投資家対国家の紛争解決（ISDS）条項に関しては、公的に任命された独立仲裁人による仲裁や上訴制度の導入などを勧告した。欧州委は勧告の内容を踏まえ、7 月 13～17 日にブリュッセルで行われる第 10 回交渉に臨んだ。

EU と米国は貿易と投資に関するあらゆる障壁の撤廃を目指し、2013 年 7 月に TTIP 交渉を開始したが、ISDS 条項のほか食品や医薬品、自動車などの安全基準、環境保護や個人情報保護などに関連した規制の調和などをめぐって協議が難航している。ISDS 条項は協定を締結した国の法律や制度が変更されたことで協定の相手国の企業が損害を受けた場合、その企業が法律・制度を変更した国を相手に第三者機関に仲裁を申し入れ、制度の廃止や賠償を請求する権利を認める規定。海外で活動する企業にとってメリットがある反面、国家の規制権限が制限される側面もある。このため EU 内では TTIP に同条項が導入された場合、幅広い分野で EU 側が譲歩を迫られ、結果的に消費者が不利益を被るのではないかという懸念が広がっている。

欧州議会は決議文で、EU と米国からなる巨大貿易圏で高いレベルの市場開放を実現し、とりわけ域内の中小企業が米市場に参入しやすい環境をつくるのが EU 経済の成長につながると強調。その上で、食品や医薬品、自動車などの安全基準、環境保護、個人情報保護などの分野で EU 基準を堅持する必要があると指摘した。焦点の ISDS 条項に関しては、事案ごとに設置される民間仲裁機関に依存する現行システムに代わり、公正で透明性の高い新たな仲裁制度を確立する必要があると指摘。具体的には、◇企業や団体などと利害関係を持たない公的に任命された専門の独立仲裁人による仲裁、◇公聴会形式での実施、◇上訴制度の導入などを求めた。

また、欧州議会は欧州企業による市場アクセスの改善や競争力強化に向け、公共調達を含む非関税障壁の撤廃を実現する必要があると指摘。欧州委に対し、米国が導入している航空会社など輸送部門における外資規制の廃止を求めるよう勧告した。このほか農業分野では、輸入増加に伴い域内の事業者に深刻な影響が及んだ場合、一時的に輸入を制限できる「セーフガード条項」を協定に盛り込むことや、地理的表示（GI）制度の維持、EU が定める高いレベルの食品安全基準の堅持などを提言した。さらに、規格・基準の調和や相互承認を通じて規制面での協力を推進する一方、遺伝子組み換え作物

(GMO) やクローン動物など、欧米間で安全性や認可基準に「大きな隔たり」がある分野については「合意すべきでない」と強調した。

## EU、リベリアの WTO 加入に向けた二国間交渉を妥結

欧州委員会は 7 月 16 日、欧州連合 (EU) とリベリアが、同国の世界貿易機関 (WTO) への加入を目指す二国間協議を妥結し、署名したと発表した。欧州委は、「WTO への加盟は、リベリアの経済改革ならびに持続的な開発の過程を永続的に後押しするだろう」との期待感を表明した。

リベリアのアディ貿易産業相とともに当該協定に署名した EU のパングラティス WTO 担当大使は「今回の署名はリベリアの WTO 加盟プロセスにおける節目であるとともに、EU とリベリアの経済関係強化に向けた重要な一歩である」と述べた。

当該二国間協定は、WTO の枠組みの中で、リベリアが EU の物品とサービスに対して許容する市場アクセスの水準を規定している。

EU の貿易取引総額のうちリベリアが占める割合はわずか 0.03% に過ぎない。、2013 年の EU のリベリアからの輸入は約 5 億ユーロだったが、これは同国の輸出総額の 40% 超を占める。

リベリアは現在、後発開発途上国として「武器以外の全て (EBA)」について、無税・輸入割当無しで EU 市場へのアクセスが認められている。双方の貿易はまもなく、2014 年に EU と西アフリカの 16 カ国が仮調印した経済連携協定 (EPA) の枠組みで規定されることになる。

## 欧州委、TTIP 第 10 回交渉の報告書を公開

欧州委員会は 7 月 31 日、同月 13~17 日までブリュッセルで開催された欧州連合 (EU) と米国間の包括的な貿易投資協定 (TTIP) の第 10 回ラウンド交渉に関する報告書を、公式ホームページで公開した。

これによると、今回の交渉で「市場アクセス」についてはサービスや原産地規則、物品市場アクセスの協定文、農産物市場アクセスの協定文に関する協議が進められた。一方、関税ならびに公共調達についての協議は見送られた。

「規制」については、規制協力と整合性、貿易の技術的障害 (TBT)、衛生植物検疫措置 (SPS) および現在検討中の 9 分野を含む全ての問題を協議した。

また、「ルール」については、持続可能な開発、労働と環境、投資保護と紛争解決を除く全ての問題を協議した。

欧州委は TTIP 交渉に関する透明性の確保とさらなる情報公開の方針に基づき、当該報告書の公開に踏み切った。報告書本体は

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/july/tradoc\\_153667.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/july/tradoc_153667.pdf)

で閲覧できる。

## EU とベトナム、FTA 交渉で大筋合意

欧州連合 (EU) とベトナムは 8 月 4 日、2012 年 10 月に始まった自由貿易協定 (FTA) について大筋合意に達した。欧州委員会は、同日に行われたマルムストロム委員 (通商担

当) とベトナムのホアン商工相の電話会議を受けて、全ての実質的な問題で合意に達し、双方に恩恵をもたらす、バランスのとれた協定内容で合意したと発表した。

当該 FTA は両者間の物品貿易においてほぼ全ての関税を撤廃する。マルムストロム委員は今回の大筋合意について、「バランスの取れた当該協定は、アジア有数のダイナミックな経済であるベトナムとの貿易を促進するだろう。また、EU が将来的に発展途上国と締結する FTA にとって、近代的でより優れた新しいモデルとなると同時に、EU と東南アジア全体との貿易関係にとってもよい基準になる」とコメントした。

両交渉チームは今後、今回の大筋合意をもとに技術的な問題の解決や法律文の完成に向けて取り組んでいく。

## インド政府、EU との FTA 交渉再開を延期へ

インド政府は 8 月 5 日、欧州連合 (EU) が 7 月 20 日に約 700 種のインド製後発医薬品の販売を一時停止すると発表したことを受け、EU との自由貿易協定 (FTA) 交渉の再開を延期することを決定した。

インドと EU は 2007 年に FTA 交渉を開始したが、双方が相手側の提案を受け入れられずに交渉が難航した。両国は 2 年間の交渉中断を経て、2015 年 8 月 28 日に交渉を再開する方針だった。

インド商工省は「政府は現在提案されている FTA 交渉の延期を決定した」とのプレスリリースを発表。その理由について、「GVK バイオサイエンスが臨床試験した約 700 種の医薬品の販売を法的に禁止する措置を EU が取ったことについて、インド政府は落胆すると同時に危惧の念を抱いたため」と説明した。

同省は、「医薬品は同国の基幹産業の一つであり、長年に渡る研究と安全性プロトコルを通じて名声を築き上げてきた。政府は本件における全ての選択肢を検討する」としている。

## EU の通商担当欧州委員、カリブ海諸国 (カリフォーラム) 貿易担当閣僚と会合

欧州委員会のマルムストロム委員 (通商担当) はこのほど、14 カ国 1 地域のカリブ共同体 (CARICOM) とドミニカ共和国で構成される経済協力機構「カリブ海諸国

(CARIFORUM)」がガイアナで開催した貿易担当閣僚会合に出席した。この会合は、2008 年 12 月から暫定適用されている欧州連合 (EU) ・ CARIFORUM 間の経済連携協定 (EPA) の進捗状況を確認するとともに、協力体制の次なる段階を検討することを目的としたものだ。

マルムストロム委員は、これまでに当該協定下で達成された実績を強調する一方で、2008 年の金融危機と協定の不完全な実施により、CARIFORUM 地域の市民の経済発展の機会が阻害されたと指摘。当該協定の早期の完全な履行に向けた作業プログラムに合意するよう要請した。

## 包括的 EPA の妥結に向け、EU に積極的な対応を要求=太平洋島嶼諸国

アフリカ・カリブ海・太平洋 (ACP) 諸国に属する太平洋島嶼諸国の貿易・漁業担当閣僚らは 7 月 17 日、フィジーの首都スバで会合を開いた。欧州連合 (EU) が経済連携

協定（EPA）交渉の延期を提案したとして懸念を表明するとともに、包括的な EPA の締結に向けて地域が一丸となって交渉に臨むことを改めて確認した。

また、閣僚らは、◇コトヌー協定が失効する 2020 年以降も太平洋島嶼諸国にとって EU との関係は重要である、◇包括的な EPA は柔軟性のある原産地規則や追加財源を含む開発志向型の協定であるべき、との見解で一致。さらに、太平洋西部および中央部において堅実な漁業管理と漁業資源の保護に引き続き務めることを確認した。

さらに会合では、現行の暫定協定について、◇特に小さい島嶼諸国には開発面でのメリットがない、◇開発政策の制限が可能となる条項が含まれる、との指摘もあった。閣僚らは EPA 交渉が開始してからすでに 10 年以上が経過しているとし、EU に対し 2015 年以内に双方が満足できる包括的な EPA の妥結を導くための政治的な対話を実現するよう求めた。

## ■ 2015 年 8 月

### EU インド FTA、EU が交渉の早期再開を希望

インド商工省が 8 月 5 日に欧州連合（EU）との自由貿易協定（FTA）交渉の延期を発表したのに対し、EU は当該交渉の早期再開を望むとの姿勢を明確にした。インド政府は、EU が約 700 種のインド製後発医薬品の販売一時停止措置を導入したことに反発して、FTA 交渉の延期を決定していた。

欧州委員会のロザリオ報道官は、「予定されていた会合は、双方の首席交渉官が FTA 交渉再開の可能性を探ることを目的とするもので、本格的なラウンド交渉を意図したものではなかった」と強調し、「欧州委は今後も EU とインドの双方が納得できる協定の妥結に向けて尽力していく」と述べた。

一方、ブリュッセルに本拠を置く欧州インド商工会議所（EICC）のプラサッド事務局長は、当該 FTA 交渉が再度延期されたことについて「落胆した」としたものの、インド政府の交渉延期の決断を支持すると述べた。プラサッド氏はこのインド製・後発医薬品の問題は、今月下旬に予定されていた会合で協議することもできたと指摘した。

## ■ 2015 年 9 月

### EU とウクライナ、ロシアと DCFTA に関する 3 者会談を実施

欧州委員会は 9 月 7 日、マルムストロム欧州委員（通商担当）とウクライナのクリムキン外相、ロシアのウリュカエフ経済発展相の 3 者がブリュッセルで、欧州連合（EU）とウクライナの連合協定（AA）および同協定によって創設される「高度かつ包括的な自由貿易圏（DCFTA）」に関する会談を行ったと発表した。

2016 年 1 月に暫定適用が開始される予定の AA の通商分野をめぐっては、ロシアが懸念を表明していることから、今回の会談ではロシアにとって現実的な解決策を探ることを念頭に協議が行われた。

参加した閣僚らは、2015年末までに相互が納得する結論を導き出すために、同年11月に進捗状況を確認する会合を開くことで一致した。

## アザラシ製品禁輸規則の合法性が確定、司法裁判所が先住民などの訴え棄却

欧州連合（EU）司法裁判所の司法裁判所（本件においては上級審に相当）は9月3日、域内へのアザラシ製品の輸入禁止を定めたEU規則の無効化を求める訴えを退けた、一般裁判所（本件においては下級審に相当）の裁定を支持する判決を言い渡した。これにより、EUが2009年に採択したアザラシ製品の貿易に関する規則（基本規則）および2010年に制定された実施規則の合法性が確定した。

EUは棍棒を使った撲殺などの手法が用いられるアザラシ猟に対する批判の高まりを受け、2010年にアザラシの皮や肉、油脂と、それらを用いた製品の輸入を禁止する措置を導入した。先住民が自給のために伝統的な方法で行うアザラシ猟に由来する製品は対象外となっているが、カナダの先住民、イヌイットの団体やアザラシ製品の製造者団体などが、基本規則の取り消しを求めて一般裁判所に提訴していた。原告側は当該規則の法的根拠の正当性などについて議論を展開したものの、一般裁判所は2013年4月に原告側の主張を退けていた。原告側は判決を不服として上訴したが、司法裁判所は今回、一般裁判所の判決を全面的に支持した。

## ISDS条項に代わり「投資裁判所」創設、TTIP交渉で欧州委が提案へ

欧州委員会は9月16日、欧州連合（EU）・米間の包括的な貿易投資協定（TTIP）交渉で焦点になっている投資保護規定をめぐる、外国企業と投資受入国間の紛争処理にあたる「投資裁判所」を創設する構想を発表した。TTIPに盛り込む方向で議論してきた「投資家対国家の紛争解決（ISDS）」条項に代わり、EUと米国および第3国から選ばれた裁判官が常駐する二審制の裁判制度を導入するという内容だ。EU加盟国と欧州議会での議論を経て、米国側に投資裁判所の創設を提案する。

EUと米国は貿易と投資に関するあらゆる障壁の撤廃を目指し、2013年7月にTTIP交渉を開始した。当初は2014年末までの大筋合意を目指していたが、食品や医薬品、自動車などの安全基準や環境保護、個人情報保護などに関連した規制の調和などをめぐって協議が難航している。

最大の争点となっているISDS条項は、協定を締結した投資先の国が法律や制度が変更したことで、協定の相手国の企業が損害を受けた場合、その企業が法律・制度を変更した国を相手に、第3者機関に仲裁を申し入れ、制度の廃止や賠償を請求する権利を認める規定。海外で活動する企業にとってメリットがある反面、国家の規制権限が制限される側面もあるため、EU内ではTTIPに同条項が導入された場合、幅広い分野でEU側が譲歩を迫られ、結果的に消費者が不利益を被るといった懸念が広がっている。欧州委はこうした現状を踏まえ、ISDS条項に代わる公正で透明性の高い紛争解決の仕組みについて検討を進めていた。

従来のISDSのメカニズムでは事案ごとに仲裁人が選定され、当事者は裁定に対して不服申立てを行うことはできない。これに対し、欧州委は二審制を導入し、EU加盟国と米国、さらに第3国出身の裁判官が常駐する「一審裁判所」と「控訴裁判所」を創設

することを提案した。一審裁判所は EU と米国、および第 3 国から 5 人ずつの計 15 人、控訴裁判所はそれぞれ 2 人ずつの計 6 人の裁判官で構成され、事案ごとに 3 人の裁判官を無作為に選ぶ仕組み。裁判官には国際司法裁判所の裁判官や、世界貿易機関（WTO）紛争処理上級委員会の委員などと同等の高度な専門性が求められる。

一方、欧州委は米国以外の国との貿易・投資協定の締結交渉でも同様の制度を提案する方針で、TTIP 交渉と並行して関係国と「国際投資裁判所」の創設に向けた協議を開始したい考えを示している。

欧州委のマルムストロム委員（通商担当）は「加盟国や欧州議会などの協議を通じ、従来の ISDS には、中立性と公正性に対する信頼が欠けていることが明らかになった。EU は責任をもって ISDS の改革と近代化に取り組まなければならない」と強調。透明性を確保するため裁判はすべて公開で行い、訴訟記録もオンライン上で開示する考えを示した。

## マルムストロム欧州委員とフロマン米通商代表、次回 TTIP 交渉について協議

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）は 9 月 22 日、訪問先の米国・ワシントンで、同国通商代表部のフロマン代表と会談し、包括的な貿易投資協定（TTIP）交渉の進捗状況を確認した。両氏は交渉を加速させ、全ての分野において進展させる方針で一致した。また、協議に弾みをつけるため、両交渉チームの間の連絡をより緊密にする意向だ。

マルムストロム委員は、当該協定の交渉を加速するため、双方が取り組みを強化する必要があると指摘。さらに、「次回のラウンド交渉に先立つ技術的協議において、全ての分野で進展を実現するために、創造性と柔軟性を発揮するよう担当交渉官に指示する」と述べた。

TTIP の次回のラウンド交渉は 10 月中に開催される。

なお、マルムストロム委員は今回の訪米中、ビルサック農務長官やアトキンソン国家安全保障担当大統領副補佐官（国際経済担当）らとも会談した。

## EU と日本、開かれた貿易に向けて協議を継続

欧州委員会は 9 月 18 日、東京で開催された欧州連合（EU）と日本の経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）の第 12 ラウンド交渉が終了したと発表した。双方の交渉団は、投資条項を除く全ての分野について協議したという。

欧州委は交渉終了後、「自動車や農産品の市場アクセスが焦点となっているが、EU は物品貿易を超える目標を設定している」と表明。交渉全体の成功には日本が、◇両国間の貿易の妨げとなる非関税措置、◇鉄道や公共交通の分野を含む公共調達に関する制限、◇サービス・投資・知的財産・地理的表示などの問題に取り組むことが重要だ、との認識を示した。

2015 年 5 月に開催された日 EU 定期首脳協議では、同年内に高度で包括的かつ野心的な通商協定を妥結するという目標に向けて、交渉を加速すべき、との姿勢を確認していた。

次回ラウンド交渉は 10 月末にブリュッセルで開催される予定。

## チュニジアとの DCFTA 交渉に先駆け、欧州委がオリーブ油の輸入割当の拡大を提案

欧州委員会は9月17日、チュニジア産オリーブ油の輸入割当を拡大する法案を発表した。現行のEUとチュニジアの間の連合協定(AA)の枠組みで提供されている、5万6,700トンに加えて、関税なしで輸入できる枠を年間3万5,000トン提供する内容だ。この法案はEU理事会(閣僚理事会)と欧州議会で審議の後、採択される見通しだ。

EUは2011年に、チュニジアに対して高度かつ包括的な自由貿易協定(DCFTA)に向けた交渉の開始を提案しており、2015年10月中に第1回交渉が行われる予定だ。欧州の一部メディアは、発表された法案の狙いは、DCFTA交渉に先立ってEUが同国の農産品への市場開放を進めている、と印象付けることにあり、市場開放がどこまで進むかは不透明だと見ている。

EUとチュニジアの現行のAAについては、一部から、EUは北アフリカに対して十分に市場を開放しておらず、主要な貿易・投資障壁が削減されていない、などの批判もあるという。DCFTA交渉では、これらの課題に取り組むことになると思われる。

## EFTAとジョージア、FTA第1回交渉を開催

欧州自由貿易連合(EFTA)とジョージア(グルジア)は9月1~4日まで、ジョージアの首都トビリシで自由貿易協定(FTA)の第1ラウンド交渉を開催した。ジョージア側はヤネリゼ経済・持続的発展副相が、EFTA側はノルウェー貿易・産業・漁業省のファーベルク局官がそれぞれ交渉団を率いた。

当該ラウンド交渉では、複数の専門作業部会が物品貿易(原産地規則・貿易の技術的な障害・衛生植物検疫措置・貿易救済と貿易の円滑化を含む)や、サービス貿易、投資、知的財産権、競争、貿易と持続可能な開発、政府調達、法的・制度的な問題について話し合った。交渉は建設的かつ効率的に進められ、全ての分野で具体的な進展がみられたという。

EFTAの発表によると、EFTA・ジョージア間の物品貿易の取引額は2010年以降ほぼ倍増し、2013年には最高となる6,600万ドルとなった。EFTA加盟国からジョージアへの外国投資も著しく拡大しており、2012年には累積投資額が4億1,100万ドルに達した。

## ■ 2015年10月

### マルムストロム通商委員、DCFTAについてジョージア副首相と会談

欧州委員会のマルムストロム委員(通商担当)は10月9日、ジョージア(グルジア)のクヴィリカシュヴィリ副首相とブリュッセルで会談した。クヴィリカシュヴィリ氏がブリュッセルを公式訪問するのは初めて。

今回、両氏は、2014年9月1日に暫定適用が始まった欧州連合(EU)・ジョージア連合協定(AA)と、高度かつ包括的な自由貿易圏(DCFTA)の履行状況について集中的に協議した。2015年第2四半期のEUのジョージアからの輸入は、AAの暫定適用の開始前の前年同期と比べて25.6%増、外国投資は同81%増となった。



マルムストロム委員は「これらの励みになる数字が現状を物語っている。当該 DCFTA は EU とジョージア間の貿易・投資関係の拡大を後押ししている。EU は今後も引き続きジョージアのさらなる改革への道のりを支援していく」とコメントした。

## TTIP 第 11 回交渉に合わせて、ステークホルダー・フォーラムを開催

欧州委員会はこのほど、欧州連合（EU）と米国との包括的な貿易投資協定（TTIP）の第 11 ラウンド交渉が、10 月 19～23 日までマイアミで開催されると発表した。

米国通商代表部（USTR）は、当該ラウンド交渉期間中の 10 月 21 日、TTIP の利害関係者を対象にした「ステークホルダー・フォーラム（公開討論会）」を主催する。

当該フォーラムは 2 部構成で、第 1 部は利害関係者によるプレゼンテーション、第 2 部は米国と EU の首席交渉官による TTIP 交渉の進捗状況の説明と質疑応答が行われる。

なお、当該協定の規制分野、エネルギーと原材料、政府調達に関する交渉は別途 10 月 12 日にワシントンで開催されたもようだ。

## EU 閣僚理事会が EU 韓国 FTA 妥結の決定を採択

欧州連合（EU）の競争力担当相理事会の会合が 10 月 1 日にルクセンブルクで開催され、EU と韓国の自由貿易協定（FTA）を妥結する決定を採択した。この決定の採択により、当該 FTA の交渉終了から正式な発効に向けた EU 域内での手続きは、ほぼ完了した。今後、両国は国内手続きが終了したことを示す書面による通知を交換し、それから 60 日後（もしくは両国が合意した日付）に同協定は正式に発効する。

EU と韓国は同協定を 2010 年に調印した。翌 11 年 7 月 1 日付で暫定適用を開始し、両国は 5 年以内に総貿易額のうち 98.7% の関税を削減する取り組みを進めてきた。

当該 FTA は、物品・サービス貿易における段階的な自由化をはじめ、競争と国家補助、知的財産、公共調達などに関する規定も含む、EU がアジアの国と締結した初めての貿易協定である。

## 欧州委が台湾・コモロに警告、違法漁業問題で

欧州委員会は 10 月 1 日、台湾とコモロに対し、違法漁業対策が不十分だとして、警告書を送付したことを明らかにした。両政府が 6 カ月以内には是正措置を講じなければ、台湾・コモロ産の水産製品の欧州連合（EU）向け輸出は禁止されることになる。

EU は、2010 年に施行された違法・無届け・未規制（IUU）漁業を取り締まる規則に基づき、乱獲禁止など国際ルールに反した違法漁業の防止・抑止に非協力的な域外の第 3 国に対して、水産製品の輸入停止などの措置を行っている。IUU 漁業対策が不十分な第 3 国に「イエローカード」に相当する警告書を送り、それでも改善しない場合は禁輸措置を発動するシステムだ。欧州委は台湾とコモロについて、違法漁業の監視などが不十分だとして、警告に踏み切った。

一方、欧州委は同日、2013 年から 14 年にかけて警告を行ったガーナ、パプアニューギニアに関して、是正が著しく進展したとして、警告を解除したと発表した。

## 欧州議会が非農産品の地理的表示保護制度の導入を求める決議案を採択

欧州議会は10月6日、に地理的表示（GI）保護制度の適用範囲を非農産品に拡大する法案の提出を欧州委員会に求める決議案を賛成多数で採択した。現在、欧州連合（EU）のGI保護制度の対象は農産品に限定されているが、品質や評価が原産地と結びつく工業製品、工芸品を対象とするEU共通のGI保護制度の策定を求めている。

欧州議会が地理的表示の保護拡大が必要な例として挙げたのは、チェコの「ボヘミア・ガラス」、英国の「スコティッシュ・タータン」、イタリアの「カッラーラ大理石」など。決議案を提出したロジェール議員（フランス）は、EUが制度を拡大することで域内の地方経済を支えるほか、消費者の信頼感を高めるといった効果もあると強調した。なお、この決議に法的拘束力はない。

欧州委は2011年から非農産品のGI保護制度について検討を続けてきた。欧州委のヴェラ・ヨウロバー委員（法務・消費者・男女平等担当）は、地理的表示保護を非農産品に拡大することは地域の生産者にとって大いに有益だとしながらも、「費用対効果を慎重に検証する必要がある」と述べた。

## 欧州委員会、新たな貿易・投資戦略を発表

欧州委員会は10月14日、欧州連合（EU）の新たな貿易・投資戦略「万人のための貿易：より責任ある貿易と投資政策に向けて」を発表した。

欧州委によると、EUでは現在、3,000万人分以上の雇用が、域外の第三国への輸出に依存している。また、EUの経済回復には、域外の旺盛な経済成長を取り込む必要があるという。欧州委は新戦略を「通商協定の実効性を高め、新たな機会を創出する。それにより欧州における雇用促進を支援するものだ」と説明している。

新戦略は「有効性」と「透明性」、「価値」を三本柱としており、通商交渉分野における課題として次の3点を挙げている。

- ・ 世界貿易機関（WTO）のドーハラウンド交渉や、米国との包括的な貿易投資協定（TTIP）、日本との経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）、中国との投資協定など、現在交渉が進められている主要通商協定の妥結を優先させる
- ・ アジア大洋州地域の主要国（例えば、オーストラリアやニュージーランド、フィリピン、インドネシア）との新たなFTA交渉の開始と、アフリカ諸国との関係の深化
- ・ メキシコおよびチリとのFTA、トルコとの関税同盟など、既存の協定の近代化

この新たな貿易・投資戦略は欧州委員会のホームページ上で公開されている。

([http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/october/tradoc\\_153846.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/october/tradoc_153846.pdf))

## EUがチュニジアとFTA交渉開始、北アフリカで2カ国目

欧州連合（EU）とチュニジアは10月13日、高度かつ包括的な自由協定（DCFTA）の締結に向けた交渉を開始した。EUと北アフリカ諸国とのDCFTA交渉は、モロッコに続いて2カ国目となる。

欧州委員会によると、EUとチュニジアの2014年の貿易総額は約200億ユーロ。チュニジアにとってEUは最大の貿易相手で、輸出の約4分の3、輸入の半分を占めている。

チュニジアでは、EUとのDCFTA締結によって貿易の不均衡が悪化する、と懸念する声もある。欧州委は、DCFTAは2011年の「ジャスミン革命」を端緒に民主化を進めてきた、同国の経済改革を支援することになる、と主張。欧州委のマウムストロム委員（通商担当）も「協定の目的は、市場アクセスと投資環境を改善し、チュニジアの経済改革を支援することにある」と述べ、意義を強調した。

北アフリカではモロッコが2013年にEUとのDCFTA交渉を開始。エジプト、ヨルダンが予備交渉を行っている。

## マウムストロム欧州委員、中国の高商務部長と投資協定交渉の進捗を確認

欧州委員会のマウムストロム委員（通商担当）と中国の高商務部長は10月7日、ブリュッセルで会談し、欧州連合（EU）と中国の二国間投資協定について、交渉の進捗状況を確認した。

マウムストロム委員は会談後の会見で「今回の高商務部長との会談により、当該協定のカバーする範囲が明確になってきた」と成果を強調。それと同時に「EUと中国の間の投資に関わる全ての障壁に取り組み、双方の投資家にとって公正で、オープンかつ透明な規制環境を確保するには、さらなる努力が必要だ」と指摘した。

マウムストロム委員と高部長が議長を務めた、今年の「EU・中国貿易合同委員会」では、市場アクセスの障壁や、知的財産権の保護における課題（執行と両国の協力体制の強化の方法）についても協議が行われた。

EUと中国は、2013年11月に二国間投資協定の交渉を開始し、これまでに7回の交渉を行っている。8回目となる次回交渉は2015年末までに開催される予定。

## トルコ、シンガポールとFTA締結へ

トルコのゼイベクチ経済相は10月6日、アンカラでシンガポールのリン貿易産業相（貿易担当）と会談し、両国が自由貿易協定（FTA）を締結することで合意した。11月中旬にトルコで開かれる、G20アンタルヤ・サミットでの調印に向けて調整を行う。

この協定は、トルコにとって初めての包括的なFTAとなる。商品とサービスの貿易だけでなく、投資や公共調達に加え、知的財産権、電子商取引、競争、透明性などの分野も盛り込まれている。

リン貿易産業相は、両国の企業に新たな事業や投資の機会が生まれるとともに、企業間の連携も深まるとして、FTAへの期待感を表明。「シンガポールとトルコは、それぞれアジア市場と欧州市場への戦略的拠点であり、両国企業のアジア・欧州市場への入口になり得る」と述べた。

両国は2014年1月に、トルコのエルドアン首相（当時）がシンガポールを訪問した際に、FTA交渉を開始した。

## トルコとパキスタン、FTA交渉を開始

トルコとパキスタンは10月15日、自由貿易協定（FTA）締結に向けた交渉を開始した。両国のFTAは、商品の貿易と投資、サービスの分野が対象となる予定。

アンカラで行われた、第1回交渉会合には、トルコ経済省とパキスタン商業省の高官や、駐アンカラ・パキスタン大使が出席した。会合では、両国が包括的な FTA の締結を目指して、迅速に取り組むことを確認。交渉に向けた作業要綱 (TOR) に署名した。次の交渉会合は 12 月にパキスタンのイスラマバードで行われる。

両国は 2015 年 2 月に、イスラマバードでパキスタンのナワーズ・シャリフ首相とトルコのダウトオウル首相が会談した際に、FTA の交渉開始で合意していた。

## **通商担当欧州委員がモルドバを訪問、DCFTA について協議**

欧州委員会のマルムストロム委員 (通商担当) は 10 月 22・23 日、モルドバの首都キシニョフを訪問し、同国のチモフチ大統領、ストレレツ首相、ゲルマン副首相兼外務・欧州統合相、ブリデ副首相兼経済相らと会談した。

マルムストロム委員の訪問は、2014 年 9 月に暫定適用が開始された欧州連合 (EU) ・モルドバ間の高度かつ包括的な自由貿易協定 (DCFTA) の 1 周年と重なる。今回の会談では、当該 DCFTA のこれまでの履行状況や、今後の可能性に焦点が当てられた。

欧州委によると、今日、モルドバから EU 向けの輸出は、同国の全輸出の半分以上を占めており、なおも増加傾向にあるという。

マルムストロム委員は、「EU とモルドバの関係が、一層の恩恵を生むようにするには、DCFTA を完全に導入する必要がある。モルドバの改革は順調に進展しているが、今後さらにスピードアップする必要がある。EU は引き続きモルドバへの支援を継続していく」とコメントした。

## **コソボが EU 加盟へ前進、安定化・連合協定に調印**

欧州連合 (EU) とコソボは 10 月 27 日、「安定化・連合協定 (SAA) 」に調印した。SAA は EU 加盟の準備段階となるもので、コソボは悲願の EU 入りに向けて一歩前進したことになる。

2008 年にセルビアからの独立を宣言したコソボは、2013 年 10 月に SAA 締結に向けた交渉を開始し、2014 年 5 月に完了した。EU 理事会は 2015 年 10 月 22 日に調印を承認し、今回の調印が実現した。

SAA は欧州議会での承認を経て、2016 年前半には発効する予定だ。発効によってコソボは、民主主義や基本的人権の尊重などが要求される一方、漸進的に EU との貿易自由化を進め、自由貿易圏を形成することとなる。

西バルカン地域では、クロアチアがすでに EU に加盟している。さらに、SAA を締結したセルビアとモンテネグロ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、アルバニアはすでに「EU 加盟候補国」に認定されており、セルビアとモンテネグロは加盟交渉を開始している。また、2015 年 6 月にはボスニア・ヘルツェゴビナと EU の SAA が発効した。

コソボは、セルビアに加えて、国内の分離独立問題を抱えるスペインやキプロス、さらに、ギリシャ、スロバキア、ルーマニアの EU 加盟 5 カ国から国家承認が得られていない。これら 5 カ国が、コソボの EU 加盟に向けた次のステップとなる、加盟候補国と

しての認定に応じない可能性もあるという。ムスタファ首相は同日、次の現実的な目標として、EUとのビザ（査証）相互免除協定の締結を目指す意向を表明した。

## ニュージーランドとFTA交渉開始で合意、近くスコーピング作業に着手

欧州連合（EU）とニュージーランドは10月29日、自由貿易協定（FTA）交渉を開始することで合意した。EU閣僚理事会のトゥスク常任議長と欧州委員会のユンケル委員長がブリュッセルで、ニュージーランドのキー首相と会談し、合意文書に署名した。両国はできるだけ早期に、協定の対象範囲などを定めるスコーピング作業に入り、早期の交渉開始を目指す。

ニュージーランドにとって、EUはオーストラリアと中国に次ぐ第3の貿易相手で、2014年の貿易総額は約84億ユーロだった。同年の中国との貿易総額は約113億ユーロだったが、ニュージーランド政府は通商政策の見直しの中で、経済にかげりが見え始めた中国への依存度を下げるため、貿易・投資分野でのEUとの関係強化を最も重要な柱の1つと位置づけている。

一方、ニュージーランドはEUにとって、51番目の貿易相手だ。EUは、日本を含めたアジア・大洋州諸国・地域とのFTA締結を目指しており、その一環としてニュージーランドとの協定を早期に実現させたい考えだ。

EUとニュージーランドは共同声明で「FTAが両国の持続的な成長と投資を促し、新たな貿易とビジネス機会、雇用が創出されると確信している。深く、包括的かつ高水準のFTAの早期実現に向けて、交渉に向けたプロセスを開始することを約束した」と強調した。

## ■ 2015年11月

### EU、TTIPで持続可能な開発に関する新たな条項を提案

欧州委員会は11月6日、欧州連合（EU）が米国と交渉している包括的な貿易投資協定（TTIP）の、貿易と持続可能な開発に関する条文案を公表した。

欧州委によると、本案はこれまでのEUの通商協定に含まれる同様の規定の中でも、最も野心的な内容となっており、EUが先だって発表した新貿易戦略「万人のための貿易」のアプローチに基づいているという。

当該条項の主な目的は、EUと米国の両国における高度な労働・環境基準の維持と、児童労働や労働における健康と安全、その他の労働者の権利、環境保護など、世界経済が直面する課題への共同の取り組みを、確実に実施することにある。

欧州委のマルムストロム委員（通商担当）は、当該条項の提案に合わせて「貿易は単に消費者や労働者、雇用主に新たな機会を提供することだけを目的としたものではなく、責任ある国際社会の実現を支援するための手段でもある」とコメントした。

当該提案の原文（英語版）は欧州委員会のホームページ上

（[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/november/tradoc\\_153923.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/november/tradoc_153923.pdf)）で公開されている。

## マルムストロム欧州委員、ナイジェリアにEPA調印を促す

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）は11月5日、ナイジェリアのラゴスで開催された「EU・ナイジェリア・ビジネス・フォーラム」に出席し、「ナイジェリアは、欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）に調印すれば、同協定に含まれる総額65億ユーロ（1.4兆ナイラ）の開発援助基金の恩恵を受けられる」と述べた。

ナイジェリアは、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の加盟国の一員として、EUとのEPA交渉に参加してきた。ECOWAS加盟国は、2014年7月にEUとのEPAの調印を決定したが、ナイジェリアを含め、まだ調印に至っていない加盟国がある。

マルムストロム委員は「当該EPAは、ブハリ大統領が取り組むボコ・ハラム掃討や汚職との戦い、インフラ開発に貢献するだろう。また、（EPAの）開発援助基金は、ナイジェリア企業の世界市場進出に欠かせない、健康・安全・環境面の国際基準の導入を支援するものでもある」と続けた。

同委員はさらに、「2014年に二国間の商品貿易は約400億ユーロに拡大した。関係をさらに深化させれば、ビジネスの拡大、雇用創設、経済促進につながるだろう」とメリットを強調した。

一方、ナイジェリア国家開発委員会（NPC）のアクパニョン（Akpanyung）委員長は、経済の多様化は「大きな可能性を秘めている」と応じた。

## EU、ウクライナへのさらなる支援を約束＝マルムストロム通商担当委員

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）は11月13日、訪問先のウクライナで同国のヤツェニユク首相と会談した。ウクライナ政府の発表によると、同委員は、欧州連合（EU）はウクライナが民主改革プロセスを推進し、ロシアからの圧力に対抗するため、さらなる包括的な支援を提供する用意があると発言したという。

ヤツェニユク首相は会談中、EUによるウクライナ支援の重要性を指摘するとともに、この支援にあたって、EUは加盟国間の足並みを揃える必要があると強調した。

また、マルムストロム委員とヤツェニユク首相は、EUとウクライナの高度かつ包括的な自由貿易協定（DCFTA）をめぐり、◇2016年1月に予定されている暫定適用に向けた具体的なステップ、◇ウクライナの輸出業者のEU市場へのアクセス拡大、◇輸出の促進と外国直接投資を誘致するための、様々な施策などについて協議した。

欧州委によると、マルムストロム委員は今回のキエフ訪問中、ヤツェニユク首相のほか、ポロシェンコ大統領とクリムキン外相、アブロマビチュス経済発展・商務相とも会合した。

## EU閣僚理事会、フィリピンとのFTA交渉開始を承認

EU閣僚理事会は11月16日、欧州連合（EU）とフィリピンの間の自由貿易協定（FTA）の交渉開始を承認したと発表した。

当該交渉は、欧州委員会がEUを代表して行う。理事会は欧州委に対し、交渉で野心的なアプローチを取るよう推奨した。

理事会は2007年4月、欧州委に、フィリピンが加盟する東南アジア諸国連合（ASEAN）とのFTA交渉開始を承認した。しかし、欧州理事会は2009年12月に、当

該交渉が中断したことを受け、ASEAN の各加盟国と個別に FTA 交渉を進める方針に転じた。

EU は現在、マレーシアとタイの ASEAN 加盟 2 カ国と FTA 交渉を進めている。また、シンガポールとの交渉はすでに妥結、ベトナムとも大筋合意に達している。

EU のフィリピンへの 2014 年の外国直接投資 (FDI) は、80 億ユーロに達し、同国にとって最大の投資パートナーとなっている。また、同年の EU・フィリピン間の物品貿易は、125 億ユーロに上る。そのうちの約 68 億ユーロを EU からの輸出が占めている。

## EU とオーストラリア、FTA 交渉開始で合意

欧州連合 (EU) とオーストラリアは、自由貿易協定 (FTA) 交渉を開始することで合意した。欧州委員会が 11 月 15 日、トルコで開催された主要 20 カ国・地域 (G20) 首脳会議の場で、欧州委員会のユンケル委員長と欧州理事会のトゥスク常任議長、オーストラリアのターンブル首相の共同声明として発表した。

共同声明は「われわれ (EU とオーストラリア) は、FTA 交渉の開始に向けた作業を開始することで合意した。FTA は持続可能な成長と投資を支援し、新しい事業機会の創出や技術開発、雇用の促進につながると信じている」としている。また、交渉開始の時期については「できるだけ早期に開始できるよう取り組んでいく」とした。開始時期について、オーストラリアの一部のメディアは、「2017 年になる」との見方を示している。

## 世界的な生産力過剰が欧州鉄鋼産業を直撃、EU 閣僚理事会が欧州委に対抗策要請

EU 閣僚理事会は 11 月 9 日、世界的な生産力過剰による価格下落から域内の鉄鋼産業を守るため、欧州委員会に対して措置を講じるよう求めた。この措置には「中国やロシア、トルコ、インドなどとの対話の促進」や、「世界市場における公平な競争を実現し、(EU 域外の) 第 3 国による貿易を制限する措置に対処するため、通商政策のあらゆる手段を十全かつ迅速に活用すること」なども含まれている。さらに、ハイレベル・ステークホルダー (利害関係者) 会合を開催することでも合意した。

欧州鉄鋼連盟 (EUROFER) によると、欧州の鉄鋼産業では過去 3 カ月に約 5,000 人の雇用が失われた。また、最も深刻な影響を受けている英国では、10 月だけで約 4,000 人が解雇されたとする報道もある。特に、同国の鉄鋼産業団体は、世界の粗鋼生産量のほぼ半分を占める中国の「鉄鋼ダンピング」に対して、迅速に対処するよう求めているという。

また、EU の鉄鋼産業は、中国の「WTO 加盟議定書」に基づき、2016 年 12 月 12 日以降、同国が自動的に市場経済国として認定されるかどうかに関心を寄せている。認定されれば、中国からの輸入に対して、反ダンピング措置を講じることが難しくなる。米国のシンクタンク・経済政策研究所 (EPI) が 9 月にまとめた報告書は、EU が中国を市場経済国として承認した場合、中国製品の輸入が 3~5 年間で、2011 年と比較して 25~50% 増加し、EU で最大 350 万人の雇用が失われる恐れがあると試算している。EUROFER をはじめとする業界団体は、中国を市場経済国として認定しないよう強く求めている。報道によると、イタリアなどの加盟国も認定に強く反対しているという。

## マルムストロム委員、露経済発展相と EU ウクライナ DCFTA について電話会談

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）は 11 月 23 日、ロシアのウリュカエフ経済発展相と、12 月 1 日にブリュッセルで開かれた、欧州連合（EU）とウクライナの高度かつ包括的な自由貿易協定（DCFTA）に関する 3 者会談に向けて、電話会談を行った。マルムストロム委員はすでに 11 月 13 日に、ウクライナを訪問した際にも、同国のクリムキン外相と、この 3 者会談について協議していた。

欧州委は電話会談の同日、EU 側は、同協定の適用に対するロシア側の懸念を払拭するため、引き続き開かれた姿勢で取り組んで行くと表明した。税関協力や、貿易の技術的な障壁（TBT）、衛生植物検疫（SPS）が主な懸念事項となっている。

さらに、マルムストロム委員は、2016 年 1 月 1 日に同 DCFTA の暫定適用が開始してから、これらの問題についてフォローする、EU とウクライナ、ロシアの 3 国間専門作業部会の設置を提案している。

## マルムストロム欧州委員、加盟国閣僚と貿易に関する最新課題を協議

欧州委員会のマルムストロム欧州委員（通商担当）は、11 月 27 日にブリュッセルで開催された欧州連合（EU）の外相理事会（貿易担当閣僚会合）に出席した。当時の会議でマルムストロム委員は、EU 加盟国の貿易担当相と、米国との包括的な貿易投資協定（TTIP）の交渉など、通商分野の最新の課題について協議した。

また、今回の会合で加盟国は、欧州委の新貿易・投資戦略「万人のための貿易」に基づき、貿易・投資政策の次の項目について議論した。

- ◇ 2015 年 12 月にナイロビで開催される世界貿易機関（WTO）の閣僚会議
- ◇ EU・米国間の TTIP 交渉における進展
- ◇ EU とアジア、南米の複数のパートナー国との貿易関係。これには、日本に加えて、FTA が大筋合意に達したベトナム（その後、12 月 2 日に正式調印）、将来的な交渉のスコーピング作業が始まるフィリピンが含まれる
- ◇ 2016 年 1 月 1 日に暫定適用が始まるウクライナとの高度かつ包括的な貿易投資協定（DCFTA）と、同協定に対するロシアの懸念を払拭する取り組み
- ◇ 世界的な需要低下に伴う、EU の鉄鋼産業の課題
- ◇ EU と中国との貿易・投資関係

## TiSA、第 15 ラウンド交渉開催＝EU は議長国として進展を促す

欧州連合（EU）は、11 月 29 日にジュネーブで始まった新サービス貿易協定（TiSA）の第 15 ラウンド交渉で、議長国を務めた。

交渉に先立ち、欧州委は、世界 23 の国・地域が参加する当該交渉で、EU は議長国として主要な条項において、交渉の大幅な進展を目指すと表明。国内規制や、立法プロセスの透明性、金融サービスなど、重要条項における交渉の安定化に向けた意気込みを示した。

さらに欧州委は、サービスを提供する主体である自然人の移動（いわゆる「モード 4」）についても、交渉の進展を目指す意向を示した。EU 側では、今ラウンドで初めて、



高度な技術を持つ専門家の一時的な入域・滞在に関する取り組みについて、個別に協議する準備が整ったという。

また、欧州委は TiSA の対象範囲が、EU は公的な医療サービスや保険の相互運用性など、本来の貿易分野を超え出ることを望まないという立場を表明した。

## ■ 2015 年 12 月

### EU とベトナム、FTA 交渉妥結

欧州委員会は 12 月 2 日、欧州連合（EU）とベトナムの自由貿易協定（FTA）交渉が最終的に妥結したと発表した。当該協定は、2015 年 8 月に大筋合意に達していた。両国はその後、未解決だったいくつかの問題についても合意し、妥結に漕ぎつけた。欧州委は同日発表した報道用資料で、「当該協定は、EU の企業に膨大な可能性を秘めた新たな市場を提供するだけでなく、ベトナムの、より競争力に優れ、スマートで環境に優しい経済への移行を支援する。さらに、最新の投資紛争解決制度を備えた当該協定は、両国における新たな質の高い投資を促すだろう」と述べた。

欧州委のマルムストロム委員（通商担当）は「当該 FTA の妥結は、EU とベトナムにとって朗報だ。ベトナムの市場は大きな可能性を秘めており、EU の農産品と製品、サービスの輸出に、数多くの機会を提供するだろう」とコメントした。

今回の妥結を受けて、両国は今後、法的な審査と EU の公用語およびベトナム語への翻訳作業を進める。当該協定の暫定適用の開始には、EU 閣僚理事会での採択と、欧州議会の同意が必要だ。

### EFTA とジョージア、FTA 第 2 ラウンド交渉を開催

欧州自由貿易連合（EFTA）は 2015 年 12 月 4 日、同月 1 日から 4 日までジュネーブで、ジョージアとの自由貿易協定（FTA）の第 2 ラウンド交渉を開催したと発表した。

EFTA の発表によると、ジョージア側からはアルベラゼ経済・持続的発展副相が率いる代表団が出席し、一方、EFTA 側はノルウェーのフェアベルク貿易・産業・漁業省長官が代表を務めた。

当該交渉では、専門作業部会が招集され、◇商品貿易（貿易の技術的な障害・衛生植物検疫措置・貿易救済措置を含む）、◇サービス貿易、◇投資、◇競争、◇政府調達、◇法・制度の問題などの分野の草案について協議した。交渉は、極めて建設的かつ効率的な雰囲気の中で進められ、全ての分野において具体的な進展が見られたという。

EFTA 加盟国とジョージア間の商品貿易の取引額は、2009 年以来 2 倍以上に拡大し、2014 年には 6,000 万米ドルを突破。EFTA 加盟国からジョージアへの外国直接投資（FDI）も大幅に増加し、2012 年には投資残高が約 4 億米ドルに達した。

当該 FTA の第 3 ラウンド交渉は 2016 年 2 月に開催される予定。

## EUと米国、TTIPに関する共同声明を発表

欧州委員会のマルムストロム委員（通商担当）と米国通商代表部（USTR）のフロマン代表は2015年12月11日、ブリュッセルで欧州連合（EU）と米国間の包括的な貿易投資協定（TTIP）について協議し、共同声明を発表した。

両者は同声明で「EUと米国は2015年、とりわけ6月にドイツ・エルマウで開催された主要7カ国首脳会議（G7）において、TTIPの全要素における作業加速で一致して以来、協定の妥結に向けて、極めて大きな進展を成し遂げた」と交渉の進捗状況を評価した。さらに、今後について「両国は、経済成長と雇用を促進し、両国のパートナーシップを強化し、共通の価値観を反映した、野心的かつ包括的な協定の妥結に全力を傾けている。本日の会合で両国は、2016年に交渉を加速させるため、ラウンド交渉開催期間外の作業を強化し、より頻繁にラウンド交渉と閣僚級会合を開催することで一致した」と述べた。

## EU閣僚理事会、EU・カナダ間CETAの交渉マンデート公開

EU閣僚理事会は2015年12月15日、欧州連合（EU）とカナダの包括的経済・貿易協定（CETA）の交渉にあたって欧州委員会に付与した、交渉マンデートを機密指定から解除したと発表。これにより、当初の交渉マンデートである「2009年交渉指令」と、投資保護の交渉を認めた「2011年修正」が閣僚理事会の公式ホームページ上で公開された（末尾のリンクを参照）。

EUとカナダは、2014年9月に開催されたEU・カナダ首脳会議において、CETA交渉の妥結を確認した。現在は、協定の署名・批准を目指して、法的精査と翻訳作業が進められている。

当該協定が発効すれば、カナダ・EUの両国において関税の99%以上が撤廃される。協定には、◇公共調達、◇投資保護、◇知的財産権、◇衛生植物検疫措置、◇地理的表示（GI）、◇持続可能な発展、◇規制協力、◇（専門職資格の）相互承認、◇貿易の円滑化、◇原材料についての協力、◇紛争解決、◇貿易の技術的障壁などに関する条項が含まれる。

CETA交渉マンデートのリンク掲載ページ

<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/12/15-eu-canada-trade-negotiating-mandate-made-public/>

## EUとWTOの加盟23カ国・地域、情報技術協定の拡大交渉で妥結

欧州委員会は2015年12月16日、欧州連合（EU）と世界貿易機関（WTO）加盟23カ国・地域が同日、情報技術協定（ITA）の拡大交渉で妥結したと発表した。交渉妥結により、IT関連製品201品目の関税が撤廃される。

当該協定は、1996年に締結されたITAの対象品目を拡大するものだ。欧州委は、対象品目の貿易総額を1.3兆ユーロと試算している。過去20年間で、最大の関税交渉の妥結だと評価する声もある。

欧州委のマルムストロム委員（通商担当）は「交渉妥結を心から歓迎する。消費者は、電化製品の値下げなどの恩恵を受けられる。欧州のハイテク製造分野にとっても弾みになるだろう」とコメントした。

当該協定では、半導体や医療機器、ゲーム機、GPS 機器など、幅広い商品に対する関税が撤廃される。その一方、EU にとってのセンシティブ品目（テレビ、一部のディスプレイ、プロジェクター、デジタル式以外のカーラジオなど）は、関税撤廃の対象外となった。

## ■ 2016 年

### EU、ISDS の透明性向上のために 10 万ユーロを拠出

欧州委員会は 1 月 6 日、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が運営する、投資家対国家の紛争解決（ISDS）に関する文書の公開データベース

（<http://www.uncitral.org/transparency-registry/registry/index.jsp>）に、欧州連合（EU）が 10 万ユーロを拠出すると発表した。このデータベースは、2014 年 4 月に施行された UNCITRAL の「投資協定に基づく投資家・国家間仲裁に関する透明性規則（UNCITRAL 透明性規則）」の実施を支援するものだ。

欧州委は、透明性は EU の投資政策の要だと指摘。その一環として、「国際投資裁判所制度」の提案など、投資紛争に対する政策方針の改革を進めるとともに、UNCITRAL 透明性規則の策定と採択を積極的に推し進めてきたと強調した。

EU は、UNCITRAL の透明性基準を現在交渉中の全ての貿易投資協定に採用している。

### EU と中国、投資協定の対象範囲について合意

欧州委員会は 1 月 15 日、欧州連合（EU）と中国の投資協定について、北京で会合を開催し、同協定の対象範囲について合意したと発表した。今後、両国は、各条文に関する交渉に入る。

欧州委は、同協定の対象範囲の決定を、2013 年末に始まった当該協定の交渉の大きな進展であると評価。2015 年 6 月の EU・中国首脳会談で、両首脳が取り決めた政治的約束に直接応えるものであると強調した。

EU と中国は特に、同協定において、真の「投資する権利」を確立し、両国が相手国の企業を差別しないと保証することで、投資家の市場アクセスの改善を図ることで一致した。また両国は、透明性や許認可手続きなど、規制環境の問題や、投資家と投資に対して、高度かつバランスのとれた保護を提供することでも合意した。

両国の交渉官は、交渉の妥結に向けて、この 1 年間に、集中的に協議を行う意向だ。

### コロンビアの輸入蒸留酒に対する差別的措置に不服、EU が WTO に 2 国間協議を要請

欧州連合（EU）は 1 月 13 日、コロンビアが輸入蒸留酒に対して差別的な関税・措置を導入しているとして、世界貿易機関（WTO）の紛争解決手続きに基づき、2 国間協議を要請した。

欧州委員会の発表によると、コロンビアでは EU 産蒸留酒に対して、国産品よりも高い消費税や地方税などが課されている。さらに、同国の地方政府も、輸入蒸留酒に対して市場アクセスを制限する措置を導入しているという。欧州委は、これらの措置により、コロンビアにおいて、EU 産蒸留酒の販売コストが引き上げられ、競争上、不利な立場に置かれていると主張している。

EU とコロンビアが妥結した連合協定（2013 年に暫定適用開始）でコロンビアは、この差別的措置を 2015 年 8 月 1 日までに撤廃することを約束していた。欧州委によれば、これらの措置が継続されているため、EU は、コロンビアとの 2 国間協議や WTO 会合などで問題を指摘してきたという。EU は、この問題が友好的に解決されるよう、同国政府への働きかけを継続する意向だという。

## EU、関係国とバングラデシュ持続可能性コンパクトについて協議

欧州委員会は 1 月 28 日、バングラデシュ持続可能性コンパクト（Sustainability Compact）に参加する欧州連合（EU）と米国、カナダ、バングラデシュ、国際労働機関（ILO）の代表者らがダッカで会合を開催したと発表した。協定の実施状況を確認するとともに、バングラデシュの衣料産業従事者の労働状況を改善するための将来的な施策を優先するとした。また、労働組合や NGO、バイヤー、雇用主を含む利害関係者との対話も行ったという。

持続可能性コンパクトは、2013 年に同国で起きた縫製工場が多く入居するビルの倒壊事故を受けて始まったこの試みだ。欧州委はこの試みについて、すでに実質的な成果をもたらしていると評価。その一例として、バングラデシュ政府による労働者保護法の施行を挙げた。

欧州委のマルムストロム委員（通商担当）は「責任あるサプライチェーンの構築は、EU の新貿易投資戦略の重要な部分である。当該協定における協力は、われわれが他の関係者と連携して、前向きな変化に向けて取り組んでいけることを示している。今後数ヶ月のうちに、複数の分野で共同作業をすすめることになる」とコメントした。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。  
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150152>

EU 関連情報「通商編」

2016年3月発行  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
東京都港区赤坂1丁目12番32号  
アーク森ビル私書箱528号  
〒107-6006 電話(03)3582-5569 海外調査部 欧州ロシア CIS 課